

4月から児童手当を 小学校第3学年修了前まで 支給します



従来、義務教育就学前までのお子さんを養育している方に支給していた児童手当が制度改正により、4月1日から次のように変わりました。

	改正後	改正前
対象年齢	小学校第3学年修了前 (9歳到達後最初の年度末) ※平成7年4月2日以降に生まれた児童	義務教育就学前 (6歳到達後最初の年度末) ※平成10年4月2日以後に生まれた児童
手当月額	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払時期	2月・6月・10月	2月・6月・10月

児童手当の支給を受けるには？

- *児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。市庁舎1階市民課窓口（公務員の方は勤務先）へ申請書を提出してください。
- *申請書のほかに「年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。
- *所得が一定額以上の方には、児童手当は支給されません。所得制限額については、市民課窓口へ問い合わせください。

いつごろ手続きすればいいの？

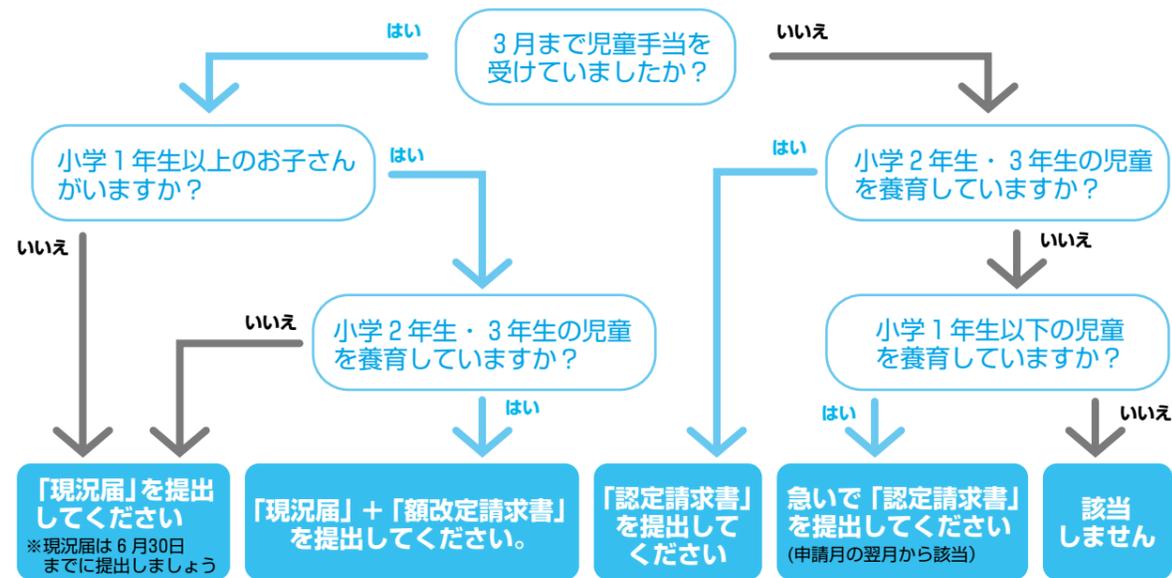
《新規に請求が必要な方（4月2日現在、小学校2年～3年生の児童のいる方）》
市では、4月2日現在で、小学校2年～3年生の児童のいる方に通知しますが、9月30日までに「認定請求書」を提出いただくと、4月分までを上限として、さかのぼって児童手当を支給します（9月以前に支給要件に当てはまっていた月分に限ります）。

（注意）9月に申請した場合、事務処理上10月の支払日に間に合わないことがありますので、早めに申請してください。

《児童手当を現在受けている方》
「現況届」を6月30日までに提出してください。小学校2年～3年生のお子さんもいる場合は「額改定請求書」も提出してください。

（注意）10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給となります。

児童手当該当・提出書類フローチャート



問 市民課 ☎22-1312

軽自動車税の納付はお早めに！

■軽自動車税が課税される方は？
平成16年4月1日現在で、軽自動車（軽四輪車、原付バイク、軽二輪車、二輪小型自動車、小型特殊自動車など）を登録している方に一年分の軽自動車税を課税します。納税通知書を5月7日に発送する予定で、納期限は5月31日です。※4月2日以降に「廃車」や「名義変更」の手続きをしても、月割りでの課税・還付はありません。

■減免の制度はありますか？
いつまで申請できますか？
身体障害者などが所有する

児童手当のお知らせ

■所得限度額以上で認定却下となっていた方へ
児童手当の認定は、6月分から「平成15年分の所得額」などで認定します。

■以前に児童手当の申請をして、「所得限度額以上で認定却下」となっていた方は、5月中旬に改めて申請してください。

■また、国民年金加入の方が、会社などに勤め厚生年金などに加入するようになった際、特例給付として児童手当と同じように手当を受けられる場合があります。

問 市民課 ☎22-1312

労働保険の申告・納付は5月20日までに

労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料は、年度当初に概算で申告・納付いただき、翌年度当初に前年度の精算と新年度の概算保険料を納付いただくことになっていきます。

■年度当初の申告・納付手続きは5月20日までに行っていただくことになっていきますので、忘れずに手続きをお願いします。

●申告・納付手続き 最寄りの銀行や郵便局、または宮城労働局、労働基準監督署でお願いします。

問 宮城労働局労働保険徴収課 ☎022-299-8842

夜間市税納税窓口を開設しています

市税の納付はお済みでしょうか。市では、昼間お仕事などで忙しい方のために夜間の納税窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。

●日時 5月26日・27日（水・木）
17時30分～20時

●場所 市庁舎1階 収納管理室
※18時以降は、市庁舎東側入り口から入庁ください。

問 収納管理室 ☎22-1313

救急救命士の「気管挿管」
病院研修を始めました

仙南地域の医師会、救急医療機関、消防本部などをつくる仙南地域メディカルコントロール協議会では、「より一層の救命」を図るために、宮城県南中核病院（大河原町）で救急救命士の気管挿管病院研修を始めました。

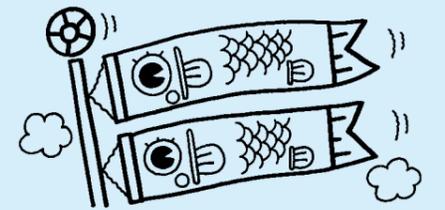
現在、救急救命士は、気道確保（呼吸のための空気の通り道確保）を食道閉鎖式の器具を用いて実施しています。この方法では、気道確保が困難な事例もあり、7月から「気管挿管」という方法も認められ、患者の命を救う選択肢が広がりました。地域の皆様の研修への理解と協力をお願いします。

問 仙南地域広域行政事務組合消防本部 ☎0224-52-11050

平成16年度 各種検診の申し込みについて

3月31日現在で白石市に居住する、16歳以上の方全員に「平成16年度各種健康診査の調査と申込書」を郵送しています。市の検診を受診する・しないに関わらず、該当するところにおをつけて、5月7日（金）までに返送してください。各検診の対象者は次のとおりです。

問 健康推進課 ☎22-1362



検診の種類	実施時期	対象年齢（平成17年3月31日までに達する年齢）
結核検診	8～9月	16歳以上（職場・学校・病院などで受診予定のない方）
基本健康診査	8～9月	40歳以上
胃がん検診	12月	40歳以上
子宮がん検診	7～8月	30歳以上
乳がん検診	7月	30歳以上（30～40歳、70歳以上の方の検診は毎年、41～69歳までの方は隔年で実施し、今年は奇数歳の方が対象です。視触診と乳房X線撮影【マンモグラフィー】を行います。）
大腸がん検診	10月	40歳以上
骨粗しょう症検診	7月	30、35、40、45、50、55歳女性
前立腺がん検診	50歳以上の方が対象です。基本健康診査と同時に実施し、申し込みは当日会場で行います（検査方法：血液検査）。	